

平成29年度

第11回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成30年2月5日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 地籍調査による農地の地目認定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘	3番委員：齋藤豊彦
4番委員：君塚作治	5番委員：磯野幸作
6番委員：藤平重男	7番委員：押元康郎
8番委員：猿田義久	9番委員：浅野幸男
10番委員：山岸 潔	11番委員：岩瀬貞夫

<欠席委員> (1名)

2番委員：佐川順一郎

<出席職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 0 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 29 年度第 11 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 10 名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。なお、2 番委員の佐川委員におかれましては、本日都合により欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、1 番の加曾利委員、3 番の齋藤委員をお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号につきましては、申請案件が 2 件ございますので、先に事務局より一括で説明しますので、その後に 1 件ずつ委員皆様の審議をお願いします。

それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 30 年 2 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号 19、所在・地番 小内地先、地目 田、地籍 4 筆合計 1,486 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 自作地の隣接地である申請地を取得し、農業生産の拡大を図るため。譲渡人 高齢で農作業が困難なため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転。

2 ページをお開きください。

番号 20、所在・地番 泉水地先、地目 田、地籍 1,782

m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 埼玉県狭山市〇〇〇〇氏、事由 譲受人 当該地は、〇〇土地改良区内の自己所有氏の隣地に位置し、前年より不耕作となっていたため取得し、有効利用を図る。譲渡人 父より相続し、委託契約を解消し、遠隔地のため維持管理が難しくなり、買受人を見つけたため処分する。権利内容 売買による所有権移転。

3 ページをお開きください。本件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号19については3番委員 齋藤委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

齋藤委員（3番）

それでは、ご報告させていただきます。

この件につきましては、申請地は、資料3-19の案内図のとおりとなっております。この申請地は、耕地整理が行われており農道により申請地まで行けるようになっております。各農地の現況ですが〇〇番は柿、〇〇番は梅が植えてあり下刈りもされております。他の筆については、いつでも田として利用できるように管理されており、いずれの農地においても適正に管理されている状態であるため、何も問題は無いと私は感じましたが、委員の皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。3番委員 齋藤委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようですが、番号19についてご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（岩瀬会長）

続きまして、番号20については7番委員 押元委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

押元委員（7番）

それでは、報告させていただきます。

申請地は、資料3-20の案内図のとおりとなっております。この土地は、基盤整備された土地であり、平成26年度まで作付けしたが、それ以降は草刈りを行っていたようです。譲受人は、基盤整備内の土地であり、このまま荒廃地なることを防ぎたいと考え、この土地を購入し今後除草しながら水田に利用したいと考えております。所有者に連絡したところ、良い話のできたので是非売買したいと考えておりました。これに件については、問題ないと思われませんが委員の皆様のご審議をお願いします。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。7番委員 押元委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問等が無いようですが、番号20についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

ご異議がないということでしたので、番号20については承認されました。

それでは、議案第1号については、異議なしと認め、以上のように決定しました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

4ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記により農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年2月5日提出。大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号3、所在・地番 横山地先、地目 畑、地籍616㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町〇〇

〇〇氏、事由 息子が近い将来結婚し、同居する予定なので、息子夫婦の車及び来客用の駐車場を増設したい。また、主人が経営するミネラルウォーター販売の関連資材を置くための資材置場として転用したい。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。9番委員 浅野委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

浅野委員（9番）

報告させていただきます。

平成30年1月26日午後1時から事務局立会のもと確認を行いました。申請地は、資料4-3の案内図のとおりとなっております。現況は、添付した写真のとおりになっており、境界ははっきりしていて、用途は家族の駐車場及び事業の資材置場として使うとのことですので、全く問題ないと思われまます。説明は、以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。9番委員 浅野委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

山岸委員（10番）

車両の進入口はどこなるのでしょうか。

浅野委員（9番）

家の敷地の廻りが申請地と同じな高さとなっているので、そこから入るようになると思われまます。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無いようですが、ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

議案第2号については、以上のとおり決定しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

5 ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記により農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年2月5日提出。大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号12、所在・地番 弓木地先、地目 田、地籍 1,483 m²、農地種別 2種、農用地区域外 内、権利者 千葉市中央区〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 申請地の上の山林において間伐の搬出材があり、作業路を開設し、作業路から出た残土を申請地へ敷き、間伐材の一時貯木場として使用した後、畑として造成したい。（一時転用を伴う農地造成）以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。4番委員 君塚委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

君塚委員（4番）

説明させていただきます。

平成30年1月31日、事務局、権利者及び義務者の代理人の立会のもと確認を行いました。申請地は、資料5-12の案内図のとおりとなっております。現況は、地目が水田となっておりますがどぶ田のため6年前から耕作を行っていない状況で草刈りのみ行っているそうです。ただし、水はけが悪く今後も田として使用することは考えていないようです。今回、間伐した木材を搬出するにあたり林道を整備する際の残土で、この申請地に埋立てし、一時貯木場として使用ことになりました。これを機に貯木場として使用が終わったら畑として利用したいと言っておりました。木材を搬出する際には、道路敷を使用せず埋めた土地に車を止め作業すると言っておりました。説明は、以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。4番委員 君塚委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

押元委員（7番）

道路よりこの申請地はどのくらい高低差がありますか。

君塚委員（4番）

道路から約70cm申請地が下がっております。

押元委員（7番）

埋め立する土はどこから搬入してくるのですか。

君塚委員（4番）

土は、林道を整備する際に出た残土を利用します。

藤平委員（6番）

現在の状況より、埋め立てを行うことにより条件が良くなり、再度農地として利用するのならばよろしいのではないのでしょうか。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無いようですが、ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

議案第3号については、以上のとおり決定しました。
続いて、議案第4号 地籍調査による農地の地目認定についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

6ページをお開きください。議案第4号 地籍調査による農地の地目認定について。

「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和56年10月7日付け、56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）」により下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成30年2月5日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

1 地目認定を要する農地 別添のとおり。

今回の地籍調査にて農地の地目認定の調査を行った筆数は294筆でありました。備考欄に、現況を確認した地目や公衆用道路などの公共的なものについては、現況の確認によって地目を判定しております。また、課税状況などの客観的な資料によって農地以外として20年以上利用されていると判断できる場合に限って地目の判定を行いました。事務局からは以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして

は、担当地区がございますので、〇〇地区を押元委員、〇〇地区を猿田委員、〇〇地区外3地区を藤平委員が現地調査を行っていただきましたので、一括してご報告いただき、その後審議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、押元委員から報告をお願いします。

押元委員（7番）

では、私が担当した〇〇地区についてご説明させていただきます。

〇〇地区は、川沿いに竹や杉や雑木と20年以上経過している農地がほとんどでした。その他として、転用許可となっているが完了届が未提出となっているため地目が変わっていないような土地もありました。以上です。

議長（岩瀬会長）

続きまして、〇〇地区を猿田委員から報告をお願いします。

猿田委員（8番）

それでは、私から〇〇地区について説明させていただきます。まず、最初に地目は畑となっており、備考欄にも記載されておりますが既に建物が建っている状況となっております。

次に、そこから少し行って左側になりますが、地目は田であります。既に竹林の状態となっているため、山林への地目変更となります。国道から少し入った場所ですが、ここも地目は田又は畑となっております。竹や雑木が繁っている状態なので20年以上経過していることが判断できるため山林への地目変更となります。次も、やはり竹や雑木が繁っているため山林となります。他の筆もやはり竹が繁っており、農地ではなく山林となっている状況であります。大雑把な説明となりましたが以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩瀬会長）

続きまして、〇〇地区外3地区を藤平委員から報告をお願いします。

藤平委員（6番）

私が担当した箇所は非常に広くてまるまる2日間現地調査を行いました。初めに〇〇地区からご説明します。

こちらは、主に河川敷が多く、ほとんどの農地が20年以上経過した杉や雑木となっているため山林として認定しました。次に〇〇地区ですが、こちら先ほどの〇〇地区と同じように河川敷がありますが、同じ状態となっております。

た。次に〇〇地区ですが、こちらも河川敷が主になっており、やはり竹や杉の山林状態となっております。それから〇〇地区ですが、やはり河川敷が主で竹、杉、雑木の山林となっております。一部ですが、遊休農地を山林に地目変更したいという箇所がありましたが、草刈りして農地に復旧できると思われるため、そこは山林と認定しなかったことを報告します。非常に長い時間現地確認を行いました。ご説明したとおりほとんどが河川敷で山林となる状況でありました。以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。押元委員、猿田委員、藤平委員からの現地確認の報告がありました。質疑等のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

委員の皆さんには、大変長い時間の確認ご苦労様でした。事務局へ確認したいのですが、地籍調査と言うことで調査前、調査後ありますけど、これは自動的に調査後の地目に変更されるのですか。

事務局（寺井）

約2年後に適正と認められた土地について変更されます。

齋藤委員（3番）

わかりました。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

押元委員（7番）

現地を確認しましたところ、50年ぐらい管理されていない杉の木や雑木が生えています。これは、河川敷に多く見られます。

齋藤委員（3番）

昔は、そこも農地として何か耕作されていたでしょうね。この地籍調査と言う事業は、このような農地を見つけるには良い事業と言えるのではないのでしょうか。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無いようですが、ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

議案第4号については、以上のとおり決定しました。
続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

19ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成30年2月5日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年2月6日。

番号29-80 所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍509㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ30kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年2月6日から平成40年2月5日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-81、所在地番 船子地先、地目 田、地籍1,338㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 10,000円、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年2月6日から平成40年2月5日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-82 所在地番 船子地先、地目 田、地籍1,639㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ90kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年2月6日から平成40年2月5日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は22ページのとおりです。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無いようですので、議案第3号についてご異議ございませんか。

議 場

意義なし

議長（岩瀬会長）

議案第5号については、可決となりました。
議件は以上をもって終了となります。
続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

23ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成30年2月5日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫。

番号31、所在地 三又地先外5筆、地目 田及び畑、地籍合計1,785㎡、登記原因・日付 相続 平成30年1月22日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

24ページをお開きください。報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので、報告する。平成30年2月5日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫。

番号6、所在・地番 弓木地先外35筆、地目 田、地籍合計37,815㎡、貸付人 御宿町〇〇〇〇氏、借受人 市原市〇〇〇〇氏、事由 契約した事業の契約変更により、特定事業を行い、農林業観光施設を造るため。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。

す。つづいて、議事日程6のその他に入ります。
事務局から何かありますか。

事務局からは特にありません。

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉
会させていただきます。

閉 会（午後3時00分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月5日

岩瀬 貞夫

山口 貞利 益弘

齋藤 豊彦